

# 常任委員会専門部会に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、規約第12条に基づき常任委員会専門部会の運営について必要な事項を定める。

(構成)

**第2条** 常任委員会に、次の専門部会を設置する。

- (1) 総務部会
- (2) 事業部会
- (3) 研修・広報部会

(総務部会)

**第3条** 総務部会は各ブロック協議会会長をもって構成し、部会長は本会会長とする。

2 総務部会の任務は次のとおりとする。

- (1) 本会の運営に関すること
- (2) 本会の規約・諸規程の改廃に関すること
- (3) 総会の運営に関すること
- (4) 単位PTA運営上の諸問題・調査研究に関すること

(事業部会)

**第4条** 事業部会は常任委員をもって構成し、部会長は本会副会長とする。

2 事業部会の任務は次のとおりとする。

- (1) 教育委員会及び校園長会との懇談会の企画・運営に関すること
- (2) PTAと関係団体との情報交換に関すること

(研修・広報部会)

**第5条** 研修・広報部会は常任委員をもって構成し、部会長は本会副会長とする。

2 研修・広報部会の任務は次のとおりとする。

- (1) 単位PTA及びブロック協議会に対する学びの機会の提供に関すること
- (2) 本会が主催する研修会の企画・運営に関すること
- (3) ホームページの運用に関すること
- (4) PTAに関する社会への啓発・宣伝に関すること

(規程の改廃)

**第6条** 本規程の改廃は、総務部会の議を経て常任委員会で決定し、総会で報告する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から実施する。